

氷見きときとファンクラブ規約

(名称)

第 1 条 本会の名称は、「氷見きときとファンクラブ」とする。

(目的)

第 2 条 本会は、氷見市にゆかりのある方や愛着のある方が会員となり、本市からの情報提供等により氷見を知り、氷見を訪れ、全国に氷見を発信することで知名度を高めるとともに、氷見との結びつきを強めることを目的とする。

また、氷見きときとファンクラブ会員（以下、「会員」という。）が互いに親睦と連携を深め、積極的に氷見のPRを行い、本市の発展と豊かなまちづくりに繋げていくことを目指すものとする。

(事務局)

第 3 条 本会は、氷見市産業振興部商工振興課に事務局（以下、「事務局」という。）を置く。

(会員)

第 4 条 会員とは、市外在住で本会の目的に賛同し、この規約を承諾し、入会手続きを完了した方をいう。

2 会員の区分は次のとおりとする。

(1) レギュラー会員 福来魚（フクラギ）

(2) プレミアム会員 ブリ

(登録)

第 5 条 会員は、氷見きときとファンクラブアプリケーション(以下、「本アプリ」という。)をダウンロードし、会員登録情報を入力することで、会員として登録され、会員 ID 等を記載した会員証が本アプリ上で発行される。

2 会員は、登録情報を任意に登録又は修正できる。

3 会員の登録機関は、無期限とする。

4 会員登録に要する登録料及び年会費は無料とする。

(退会、登録抹消)

第 6 条 会員は本アプリをアンインストールすることで退会できる。また、氷見市長（以下、「市長」という。）は会員が次のいずれかに該当するときは、事前に予告することなく登録を取り消すことができる。

- (1) 会員登録情報に虚偽があったとき。
- (2) そのほか市に損害を及ぼす又はその可能性がある行為と市長が判断したとき。

(会員の役割)

第7条 会員は第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 氷見を知り、氷見を訪れ、自分の得意分野で情報発信
- (2) 会員を対象としたファンミーティングへの参加
- (3) 本市が行うアンケート調査への協力
- (4) そのほか本会の目的達成に必要と思われる活動

(氷見市の役割)

第8条 市長は、会員に対し次の役割を担うものとする。

- (1) 本市及び関係団体などが発信する情報の提供、ファンミーティング等会員交流の機会提供
- (2) 氷見市内の公共施設における入館料割引等
- (3) そのほか本会の目的達成に必要と思われるサービス提供等

(会員特典)

第9条 会員は、次に掲げる特典を受けることができる。

- (1) 氷見市内のイベント等の情報提供
- (2) ファンミーティング等会員交流の機会への参加権利
- (3) 獲得したポイントを活用した懸賞抽選への参加
- (4) 氷見市内外の協賛店での来店ポイント獲得及び協賛店が各種特典を提供する場合はその特典
- (5) 本市の指定するイベント等で参加した際のポイント獲得、本アプリを利用して口コミを投稿した際のポイント獲得
- (6) 氷見市内の施設における入館料割引等

(禁止行為)

第10条 会員は、本会が提供するサービスの利用に当たっては、次の行為を行わないものとする。

- (1) 他の利用者、第三者若しくはファンクラブの著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の会員、第三者若しくはファンクラブを誹謗中傷する行為又はファンクラブの運営を妨げる行為
- (3) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の

会員若しくは第三者に対して提供する行為

- (4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (5) 事務局の承諾なくファンクラブの情報若しくはファンクラブが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為
- (6) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(損害賠償)

第 11 条 事務局は、ファンクラブの運営に関して生じた会員の損害、会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 市長は、氷見市個人情報保護条例（平成 30 年 3 月条例第 3 号）に基づき個人情報を適正に取り扱う。

(規約の変更)

第 13 条 事務局は、本規約および諸規定について、会員の承諾なしに変更できるものとし、変更後はただちにすべての会員に適用されるものとする。

2 本規約を変更した場合、事務局は会員に対して本アプリ内通知又は氷見市ホームページ等にて速やかに会員に通知することとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規約は、令和 2 年 7 月 1 3 日から施行する。